

との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者等

原告は、インターネットサイト「鳥取ループ」（アドレス <http://tottoriloop.miya.be/>）の運営者であり、本件情報に係る人権侵犯事件の相手方である。

2 事実経過

- (1) 原告は平成22年2月15日、鳥取ループ（当時のアドレスは <http://tottoriloop.blog35.fc2.com/>）に、行政の外郭団体が大阪市の同和地区一覧を出版していたのだから、同和地区の場所を調査・報告することを禁ずる大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例はざる法であるという趣旨の論評を掲載した（甲1号証の1）。同様に、同月20日には、「大阪市北区の中津と舟場は昔は同和地区であったが、現在では名実ともに同和地区としての扱いをされていない」という趣旨の論評を掲載した（甲1号証の2）。
- (2) 平成22年4月21日、訴外ブログ運営会社（FC2）から、前述の2つの記事内で引用している大阪市の同和地区の場所を示す資料（甲2号証の1，甲3号証の1）を削除するように大阪法務局から要請されたと原告に連絡があった。原告は即日、大阪法務局に対して要請を拒否した。
- (3) 原告は大阪法務局長に対し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以降、「法」という）第13条第1項の規定により、平成23年1月11日付で、「インターネットサイト「鳥取ループ」に対する削除要請に係る人権侵犯事件記録（大阪市内の同和地区に関するもの）」（以降、「本件文書」という）の開示を請求（以降、「本件請求」という）した（甲4号証 保有個人情報開示請求書）。
- (4) 大阪法務局長は本件請求に対し、法第18条第1項の規定により、平

成23年3月18日付で、本件文書の開示を決定したが、法第14条第2号本文、法第14条第7号柱書きの規定により本件情報を含む一部の情報を不開示とした（甲5号証 保有個人情報の開示をする旨の決定について）（甲6号証 部分開示された文書）。

(5) 原告は法務大臣に対し、行政不服審査法第5条の規定により、平成23年4月11日付で本件処分を不服として審査請求（以降「本件審査請求」という）をした（甲7号証 審査請求書）。

(6) 法務大臣は、法第42条の規定により、平成23年5月12日付で本件審査請求を情報公開・個人情報保護審査会に諮問した（甲8号証 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について、甲9号証 理由説明書、甲10号証 意見書）。

(7) 情報公開・個人情報保護審査会は法務大臣に対し、平成23年10月3日付で、本件処分を取消し、本件情報を開示すべきである旨を答申した（甲11号証 平成23年度（行個）答申第102号）。

(8) 法務大臣は、情報公開・個人情報保護審査会の答申に反し、平成23年12月1日付で本件審査請求を棄却する決定をした（甲12号証 裁決書）。

3 法第14条第2号への非該当性

本件情報は大阪市内の同和地区の場所を示したものであるが、それ自体から特定個人の氏名等特定の個人を識別できる情報は記載されていない。また、本件情報は平成15年に社団法人大阪市人権協会（旧社団法人大阪市同和事業促進協議会）によって出版されたものであり、国立国会図書館において誰でも閲覧・複写できる（甲2号証の2、甲3号証の2）。

従って、本件情報を公にしても個人の権利利益を害するおそれはなく、法第14条第2号には該当しない。

4 法14条7号柱書きへの非該当性

法務大臣は本件情報を開示することにより大阪法務局の調査手法を明らかに

してしまう旨を説明するが（甲 1 2 号証 4， 5 ページ），本件情報は原告がインターネット上で公開しているもので，それを開示することで調査手法が明らかになるものではない。

また，法務大臣は本件情報は差別を助長するおそれのある情報（甲 1 2 号証 5 ページ）とし，人権擁護機関の取組と相反するものと説明するが，社団法人大阪市人権協会が本件情報を出版したことが原告に対して大阪法務局がしたように「人権侵犯事件」として扱われた事実はない。また，「人権擁護機関の取組」の内容や目的が曖昧で具体性がないので，法 1 4 条 7 号柱書きにある「事務又は事業」に該当しない。

従って，本件情報を開示することにより，人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく，法 1 4 条 7 号柱書きの不開示情報には該当しない。

5 法第 6 条柱書きへの非該当性

本件情報を非開示とする理由はがない一方で，法第 6 条柱書きは保有個人情報の原則開示を義務付けているので，本件情報は開示されなければならない。

6 憲法第 2 1 条各項への違反および人権侵犯事件調査処理規程第 1 7 条第 1 項への該当性

本件情報は法により開示されるべき情報であることに留まらず，以前から出版頒布され公となっていた情報である。また，大阪府において同和地区の調査を規制する条例が作られようとしていた時期に，公的な団体が同和地区の一覧を出版していた事実は，条例の是非を議論する上で重要なことであった。にもかかわらず，原告の論評を構成する重要な部分を削除させる目的で，ブログ運営会社に圧力を加えたことは，憲法第 2 1 条第 1 項への違反であり，同条第 2 項の検閲にあたる。

そもそも既に公になっている出版物の情報により人権侵犯が生じることはあり得ないから，大阪法務局長は人権侵犯事件調査処理規程第 1 7 条第 1 項に従い，人権侵犯事実不存在の決定をするのが相当である。

第3 結語

以上のとおり，本件処分は違法である。また，本件情報に係る人権侵犯事件調査に伴う行政行為ないし不作為は違憲・違法である。

よって，請求の趣旨記載のと通りの判決を求める。

証 拠 方 法

- 1 別紙証拠説明書のとおり

付 属 書 類

- | | |
|------------------------|------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 証拠説明書（正本／副本） | 各1 通 |
| 3 甲第1号証ないし第12号証（正本／副本） | 各1 通 |

証 拠 説 明 書

平成24年4月6日

東京地方裁判所 御中

原 告 宮 部 龍 彦

号 証 標 目	原本/写し	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	
甲1の1	「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」は「ざる法」	写し	H22.2.15	原告	原告が鳥取ループに掲載した記事の内容。
甲1の2	大阪市の消滅した同和地区（中津・舟場）	写し	H22.2.20	原告	原告が鳥取ループに掲載した記事の内容。
甲2の1	「50年のあゆみ」引用部分	写し	H15.3	社団法人大阪府人権協会	処分庁が削除要請した情報。
甲2の2	「50年のあゆみ」所蔵詳細	写し	H23.12.29	国立国会図書館	甲2の1の図書を国立国会図書館で利用できること。
甲3の1	「10年の歩み」引用部分	写し	S38	社団法人大阪府同和事業促進協議会	処分庁が削除要請した情報。
甲3の2	「10年の歩み」所蔵詳細	写し	H23.12.29	国立国会図書館	甲3の1の図書を国立国会図書館で利用できること。
甲4	保有個人情報開示請求書	写し	H23.1.11	原告	原告が大阪法務局長に対し保有個人情報開示請求を行ったこと。
甲5	保有個人情報の開示をする旨の決定について	写し	H23.3.18	処分庁	大阪法務局長が本件処分を行ったこと。
甲6	部分開示された文書	写し	H23.3.28	処分庁	部分開示された文書の内容。
甲7	審査請求書	写し	H23.4.11	原告	原告が法務大臣に対して審査請求を行ったこと。

号 証	標 目	原本/写し	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 8	情報公開・個人情報保護審査会への諮問について	写し	H23.5.12	法務大臣	本件審査請求が情報公開・個人情報保護審査会に諮問されたこと。
甲 9	理由説明書	写し	H23.5.24	法務大臣	法務大臣が情報公開・個人情報保護審査会に提出した理由説明書の内容。
甲 1 0	意見書	写し	H23.5.30	原告	原告が情報公開・個人情報保護審査会に提出した理由説明書の内容。
甲 1 1	平成23年度（行個）答申第102号	写し	H23.10.3	情報公開・個人情報保護審査会	本件審査請求に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申内容
甲 1 2	裁決書	写し	H23.12.1	法務大臣	情報公開・個人情報保護審査会の答申に反して法務大臣が本件情報を開示しない旨の採決をしたこと。